

公益法人等の基本財産

今回は、公益法人等が保有する基本財産の取扱いについて概説する。

(ポイント)

- 公益/一般財団法人の基本財産
- 公益/一般社団法人の基本財産
- 基本財産の積増しと取崩し(社団・財団法人)

1. 公益/一般財団法人の基本財産

財団法人においては、基本財産は財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産で、維持義務と処分制限があり(一般法172Ⅱ)、その滅失により法人の目的事業が不能となると法人の解散事由になるもの(一般法202Ⅰ③)をいう。ただし、旧制度と異なり、財団法人であっても必ずしも基本財産を定めなくてはいけないものではない。

2. 公益/一般社団法人の基本財産

社団法人においては、特に法律上基本財産に関する定めはなく、法人が任意に定款で定めることになる。このため、特に基本財産を設定せずに法人運営を行うことも可能である。

3. 基本財産の積増し(社団法人・財団法人)

基本財産を積増す場合には、定款の定めに従い行うことになる。定款で基本財産を直接定めている場合には、定款変更により、理事会や総会/評議員会で定めた財産等として規定している場合には当該機関決定によって行うことになる。

4. 基本財産の取崩し(社団法人・財団法人)

基本財産を取崩す場合についても、基本的に積み増す場合と同様に定款変更や機関決定(理事会等)により行うことになるが、財団法人においては「一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない」(一般法172Ⅱ)とされており、基本財産の処分制限が定められていることから慎重に検討する必要がある。

(裏面に続く)



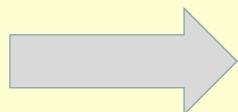
公益法人等の基本財産

公益法人等の基本財産の取扱い

公益/一般社団法人

公益/一般社団法人の基本財産は従前の特例民法法人(社団法人)の基本財産を引き継いだものも含まれる。今後改めて定款や理事会等で基本財産を定めることは可能

特例社団法人(従前)
定款において定められているもの

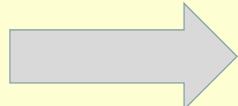


一般社団法人・公益社団法人
社団法人の基本財産に関する一般法等の規定はない

公益/一般財団法人

公益/一般財団法人の基本財産は従前の特例民法法人(財団法人)の基本財産を引き継いだものも含まれる。今後改めて定款や理事会等で基本財産を定めることは可能

特例財団法人(従前)
寄附行為において定められているもの



一般社団法人・公益社団法人
財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産であり、維持義務と処分制限があり(一般法172Ⅱ)、滅失して法人の目的事業が不能となると、法人の解散事由になるもの(一般法202Ⅰ③)をいう。特例財団法人の基本財産は、公益・一般財団法人に移行した後は、基本財産の定めとしての効力を持たない(整備法89Ⅵ)

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

<定期提出書類(事業報告)>

3月決算である公益法人等の多くは、5月末頃には事業報告や決算書類の作成が終わり、少しほっとしたいところではある。ただ、監事監査や理事化承認、総会/評議員会承認した後の6月には、内閣府等への定期提出書類(事業報告)の作成及び申請提出を忘れずに。昨年末ごろに公益法人インフォメーションでシステム変更があり、直接入力方式からオフライン様式ダウンロードして各ファイルを作成、システム添付する方法に変更されている。補正通知があった場合、システム上で補正箇所のみ訂正申請すればよかつたものの、今回からは流用機能はあるものの、全てのファイルを再度添付して申請する必要がある。既に前期の定期提出書類に係る補正通知もあり、慣れない新方式での補正に時間を取りられるケースも散見される。これから定期提出書類を新システムで申請を行う法人は、新方式で記載誤りや勘違いなどがないよう、作成には予め時間に余裕をもって行うことをお勧めしたい。



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。